

市民文教委員会会議録

平成28年12月15日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 12:24

【 案 件 】

1. 請願第 9 号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願
2. 議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
4. 議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例
5. 議案第151号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)
6. 議案第152号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)
7. 議案第153号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)
8. 議案第154号 訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)
9. 議案第155号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)
10. 議案第156号 訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)
11. 議案第157号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)
12. 議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
13. まちづくりの推進について

【 所管事務調査 】

1. 普通教室へのエアコンの設置について

【 報告事項 】

1. 工事請負契約について (契約課)
2. 飯塚市文化振興マスタープランの策定について (文化課)
3. 飯塚市教育委員会事業評価結果(平成27年度分)について (教育総務課)
4. 工事請負変更契約について (教育総務課)
5. 「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」(素案)について (生涯学習課)
6. 飯塚市市民課等窓口業務委託プロポーザルの結果について (市民課)
7. 市民交流プラザの運営について (まちづくり推進課)
8. 環境施設等広域化に関する任意協議会設立について (環境対策課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するにあたり、紹介議員として宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○宮嶋議員

日本共産党の宮嶋つや子です。本日は、委員会にお呼びいただき、ありがとうございます。
「請願第9号 一条工務店及び、悠悠ホームによる大規模な太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願」について主旨説明を行います。紹介議員は秀村長利議員、明石哲也議員、永末雄大議員、藤浦誠一議員、川上直喜議員、私、宮嶋つや子です。本日は、私が主旨説明をさせていただきます。

請願者は、幸袋緑ヶ丘自治会長、野村尚行さん、新相田自治会長、金丸倍久さん、高雄区自治会長、安部清見さん、緑ヶ丘自治会「メガソーラ開発設置から自然環境を守る会」世話人代表、大津 豊さんです。

本請願の要旨は、緑ヶ丘団地は、「一条工務店」と「悠悠ホーム」2社の計画で三方向から太陽光パネルに取り囲まれ、最悪な生活環境にされようとしています。飯塚市議会において、一条工務店と悠悠ホーム2社の開発中止を求める決議をしていただきますようお願いいたしますというものです。

決議案が添えられておりますので、読み上げさせていただきます。

白旗山周辺的一条工務店と悠悠ホームによる太陽光発電の開発中止を求める決議（案）。

白旗山周辺における大規模太陽光発電については、北に位置する二瀬地区けやき台住宅の真上に広がる斜面にすでに開発が行われ、中央部分では二瀬地区5自治会、幸袋地区8自治会の区域に関わる一条工務店が、また、東に位置する斜面では悠悠ホームが、それぞれ開発計画を進めている。飯塚市は昨年12月、一条工務店の林地開発に関する知事の意見照会に対して、「今回の開発行為は本市においては過去に例を見ないもの（太陽光パネル設置用地の面積規模、住宅団地の近接等）であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません」と明記した意見書を提出し、知事が林地開発を許可したのちも今日に至るまでその立場を変えていない。悠悠ホームが住民説明会で明らかにした開発計画は一条工務店のものに隣接して大規模なものであり、市長意見書の指摘がそのままあてはまるのである。

とくに、白旗山の東に位置する幸袋地区緑ヶ丘団地（約205戸）は現在、豊かな森林に囲まれた高台にあり閑静な地域であるが、2社の開発によって3方を大規模太陽光発電パネルに包囲されるが、このような事態は全国に例を見ず、台風や豪雨時の土石流の発生やパネルの飛散、真夏はパネルの温度上昇や反射熱による気温上昇など、安心安全な生活環境が著しく脅かされると不安が大きく広がっている。

白旗山周辺地域では大規模太陽光発電の開発中止を求めて関係自治会が、開発業者に対してはもちろん、福岡県、飯塚市に対しても請願と陳情を行うなかで、悠悠ホームの開発計画の詳細を知った緑ヶ丘自治会は今年7月23日に臨時総会を開催し、自然環境を守り、安心安全な生活が続けられるよう太陽光パネル開発設置に反対する決議をおこなった。

第2次飯塚市総合計画（基本計画）案には、「自然環境保全活動の推進」の項に「安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります」との文言が追加されたが、これは緑ヶ丘自治会の住民の意見を含めた地域住民の声が反映したものである。

よって、飯塚市議会は、都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針と整合性が図られていないとする市長意見書の指摘、及び、安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図るとする市の決意を支持し、安心安全のまちづくりを求める地域住民の願いにこたえる立場から、白旗山周辺における一条工務店及び悠悠ホームの大規模太陽光発電開発の中止を求めるものである。こういう案文になっております。

よろしくご審議の上、請願を採択していただきますようお願いを申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

私も緑ヶ丘には10年以上お世話になっているもので、そこが三方が太陽光発電に囲まれるというのは、非常に心が痛いのですが、ただ先ほど兼本委員からの質疑にもありましたけども、市長の意見書、また市議会としての決議文も出しました。県は、市のマスタープランの考え方や、地元住民の意思に反して許可が出たわけですね。私は、これ法律の不備もあろうかと思うんですが、現時点では残念ですが、合法です。合法的に許可を得た一民間会社に対して、この開発中止を求める決議内容を採択するということになるのと、飯塚市議会として民間会社に圧力をかける、プレッシャーをかけるということになるのではないかと思うんですが、そこらへんは、紹介議員のご意見は、どのように認識されてますか。

○宮嶋議員

確かに、企業の営業権とかいうものはあるだろうというふうに思いますけれども、飯塚市が考えることは、確かにそれもありましようけれども、そこに暮らす住民の暮らしを守る、このことが第一じゃないかなと思います。県が許可したからしょうがないよねっていうのではなくて、やっぱり黙っていたら住民が賛成したということになります。だからあくまでも住民は反対しているんだよということでは、こういう決議をぜひ上げていただきたいなというふうに思っております。

(発言するものあり)

プレッシャーをかけるというのはありません。住民のほうも業者の方の説明会に対してはいろんな意見とか質問とかをやっているわけですから、それに業者のほうが逐一答えていって、住民が納得できるような形にさせていただければいいわけで、これがプレッシャーになるというふうには考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤浦委員

確かに、市議会のムードとしては、どうしようもないよというようなムードがあるような気がしてならないんですが、やっぱりもう少し地方議会、我々、市民と向き合ってますんで、そういった思いというのは、やっぱりきちんと伝えてあげるべきではないかなというふうに思ってます。やっぱり生活環境を守る、自分の生活を守るという権利はあるわけですから、そういったことをやっぱり、私は、全会一致で賛成という形にはちょっとなり得ないなという思いがしてます。これは、質問とかじゃなくて、意見として申し上げときます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

台風や豪雨時の土石流の発生や水害のときには、緑ヶ丘から、緑ヶ丘はちょっと高台になっているんで、下の舞ノ浦とかソフトウェアセンターですかね、幸袋で言えば新町とか栄町のほうに、水が流れてつかう可能性があるのではないかと思います。住民説明会はその辺の地区でも行われているのでしょうか。

○宮嶋議員

一条工務店に関しては、幸袋全体でということで行われておりましたし、悠悠に関しては、緑ヶ丘が初っ端でしたけども、緑ヶ丘に続いて、真下の栄町3丁目というところが、今言われたように、水が一番流れていくところですけど、そこで説明会はあったというふうに聞いております。それともう一つ付け加えさせていただければ、緑ヶ丘も、その一番上の所の崖が、数年前、大雨で崖崩れがありましたから、緑ヶ丘は高台にあるようですけども、悠悠は下側にありますけれども、一条工務店の工事からいきますと、土石流というか、流れてくる可能性は

大いであって、皆さん心配されています。

○瀬戸委員

その住民説明会を受けて、その水害でつかりそうな地区の人たちは、こういった動きをされているのか把握されていますか。

○宮嶋議員

栄町3丁目では、具体的な動きがあるということは聞いておりません。緑ヶ丘では、やっぱり一条に続いてですので、いろんな、こういう会をつくって、会合もやったり、勉強会もされたりしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

宮嶋議員さん、本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。退席されて結構です。

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○勝田委員

執行部に対して何点か質問をしたいと思います。

まず最初に、過去、当委員会で一条工務店のメガソーラー開発に関する請願については審査を進めてまいったわけですが、前回の請願審査終了後からの現地開発の進捗状況はどうなっていますか。

○農林振興課長

林地開発許可申請の窓口となっております農林振興課のほうからお答えさせていただきます。

本年の3月31日に、一条工務店につきましては、林地開発の許可が県のほうから降りております。その後、工事等の着工がまだなされておられません。本請願が一昨日提出され、本委員会に付託されましたことから、当日の夕方、福岡県のほうに再度問い合わせをいたしました結果、福岡県のほうに対しても事業の計画変更等の相談、協議等あっておりませんので、着手がまだされていないことについては、開発事業者のほうの事情によりまして、おこなっているのではないかというふうなことで、お答えをいただいています。理由については、県のほうも把握していないということでございますので、先方の都合がつき次第、着手されるのではないかというふうなことと、それと着手する際には、着手届を県のほうに出すようになっておりますし、許可の条件についておりました住民への説明を行いまして、十分理解を得た上で着手するというふうなことについても、そのまま残っておりますというふうなことで、県のほうからはお答えをいただいております。

○勝田委員

まだ着工はなされていないということですね。そこで、前回の請願審査の中で、執行部より工事着工前には事業者による住民説明会が開催されるよう強く要請していきたいと、そういった答弁がありました。現地において開発が進んでいないという、ただいまの説明でしたが、説明会の開催についてはどうなっていますか。

○環境整備課長

今、農林課長もご答弁いたしましたとおり、事業については進んでおりません。地元の説明会につきましては、事業を着手する前には、業者に対して事前説明会を開催するように強く求めていくという考えは変わりません。そのように行っていきたいと考えております。

○勝田委員

説明会は、懇切丁寧な説明をぜひ行っていただきたいと思います。

次に、情報によりまして、悠悠ホームが県に提出していた林地開発の申請を、一旦取り下げたというような話もお伺いしているわけですが、悠悠ホームの開発について、林地開発許可の

申請状況、これはどうなってますか。

○農林振興課長

9月に、悠悠ホームが林地開発の申請を行ったということで、これ新聞の報道でも載っておりましたけども、これにつきましても一昨日福岡県のほうに問い合わせいたしました結果、12月12日で林地開発の申請につきましては、一旦取り下げをするということで、その理由につきましては、調整池の規格等を再度十分検討したいというふうなことで取り下げられましたということで、県のほうから、問い合わせをいたしました結果お答えをいただいておりますので、状況としてはそのようなことをごさいます。今後、再度申請をするのか、その時期についてはいつ頃になりますかというふうなことで、県のほうに聞きましたけども、それについては未定でございますということでございます。

○勝田委員

最後になります、平成28年3月18日に本委員会から提出し、決議されました大規模太陽光発電設備の立地に関する決議において、「市長においては、国や県に対し、周辺の環境、景観への影響を考慮した適正な立地が行われるよう具体的な法整備について今まで以上に要望活動を行うこと。」といったことを求めていましたが、これまでに要望活動として行われたこと、あるいはその成果があれば、お答え願いますか。

○環境整備課長

今年度、平成28年4月14日に開催されました第130回福岡県市長会総会に、議案として要望を提出しております。そして福岡県の市長会では、6月に国に対して要望事項として要望がなされているところでございます。今後も引き続き、そういった要望を国に対して強く働きかけていきたいというふうに考えております。成果ということもございますけれども、その点に関しては、国からそういった情報は今のところ来ておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤浦委員

執行部のほうにお聞きしたいのは、第2次飯塚市総合計画素案に関する意見としてということで、自然環境の保全に関わる意見を提出をされていると、その結果、自然環境保全意識の高揚の項に、次のような文書が追加をされましたとして、「市民と連携して自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、安全な生活環境を守るため、自然環境の保全を図ります。」というふうに、書かれているということですが、これどういう意味ですか。

○環境整備課長

第2次飯塚市総合計画策定につきましては、全員協議会が4回、それから審議会が5回開催をされた中で、審議会委員の中から、事業者による乱開発の防止に関して、記載を求める意見が出されました。また今質問委員が言われましたとおり、市民からメガソーラーに関する意見が出されたところでございます。それらを受けて、内部で協議を行いました結果、飯塚市自然環境保全条例の目的にも記述がありますけれども、その文言を引用した形で実施計画素案に「安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。」といった文言を加えたものでございます。

○藤浦委員

全くそのとおりだと思いますよ。この開発の申請については、やっぱり自然環境とか生活環境、多大な影響を及ぼすのではないかという懸念があるわけですよ。そのことを地元の住民の方々は、今訴えておられますんでね。こういった文言との整合性というものを、やっぱりきちんと図っていただかないかんというふうに思います。そういったところの考えについてはどうなんですか。

○環境整備課長

まず、事案が発生した場合につきましては、関係法令に基づき、対応をするところでございます。また本市におきましては、飯塚市自然環境保全条例に基づく対象事業者に対しましては、事業者に地元説明会を義務づけるなど必要な手続を定めて、自然環境の保全を図っているところです。この文言にあります自然環境に重大な影響を及ぼすという事案につきましては、合法的でないものというふうに考えておりますので、合法的なものに対しては、そういった中止を求めるといことは難しいものというふうに考えているところです。

○藤浦委員

今の説明を聞きますと、全く無抵抗ですよ。抵抗できないというような感じですね。先ほどメーカーに対してのプレッシャーというお話もありましたけど。この開発そのものは、やっぱ地元住民の方々に対しても、ものすごいプレッシャーですよ。行政としたてはどっちを守らないかんかというふうな思いがありますね。この説明会の折に、このような状況で、あなた方はここに家を建てて住めますかというふうな質問に対しては、悠悠ホームの回答は、点々点々なんです。それに対しお答えをしてないんですよ。私自身が、じゃあそういったところに住むかというふうに思ったときには三方をメガソーラーのああいってパネルで囲まれた地域で自分が住んで子どもを育てるといようなことはちょっと考えにくいなというふうに思います。その辺のところを考えると、この件については、対応してもらいたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

最後に、ちょっと事実確認をさせてください。この請願書の中の末尾のほうに、「私たちは、先の「第2次飯塚市総合計画（素案）」に関する意見として、「7-1・自然環境の保全」にかかわる意見を22件提出しました。その結果7-1-(4)-⑤「自然環境保全意識の高揚」の項に次のような文書が追加されました。「市民と連携して自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、安全な生活環境を守るため、自然環境の保全を図ります。」以下略。」という文面がありますが、この文章が追加された経緯については、この記載されている内容のとおりでよろしいのでしょうか。

○環境整備課長

先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、審議会の委員からの要望、それから地元からの意見というものを受けまして、追加したものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 10:30

再 開 10:37

委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

○勝田委員

請願の主旨や住民の方々の心配はほんとうに十分に理解できるわけですが、請願に伴う決議案文については、慎重に今後審査するべきであると思います。したがって、本日は継続審議としてはどうかと考えます。委員長においてお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長

ただ今、勝田委員から本件については継続審査としていただきたい旨の申し出がっておりますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よってそのように取り計らわせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は、慎重に審査すべきであるということで、継続審査といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

議案第133号「平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」について補足説明をさせていただきます。

補正予算書の223ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1789万1千円とするものでございます。今回の補正につきましては、歳入における基金運用収入等の金額の変動、それから平成27年度決算による前年度繰越金の額の確定等、また今年度決算見込額を算出したことに基づき補正を行うものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書を使って説明させていただきます。

まず、歳入からご説明いたします。226ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目1節汚水処理施設使用料につきましては、過年度分の収入増を見込みまして14万9千円を増額補正するものでございます。次に、2款1項財産運用収入につきましては実績に基づきまして、1目1節利子及び配当金、2目1節基金運用収入で計19万3千円の増額補正をするものです。それから、3款1項1目繰越金につきましては、前年度決算の結果、繰越金174万6千円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明します。227ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、決算見込みに基づきまして、19節負担金補助及び交付金の上下水道局への事務委任負担金、それから27節公課費消費税分で17万円の減額となっております。次に、2目の施設管理費につきましては、決算見込に基づきまして25節の積立金において汚水処理施設整備基金の積立金、預金利子積立金及び運用収入積立金で計225万8千円の増額補正を行うものでございます。

以上簡単ですが、補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第133号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

補正予算書の229ページをお願いいたします。第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4753万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、18億1866万1千円としまして、既定の地方債の変更をおこなうものでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出全科目について見直しを行い、前期の実績と今後の所要額の見込み、決算見込みによりまして、執行残等の補正を行うものでございます。

それでは 第1条につきまして、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、補正予算書の233ページをお願いいたします。1款1項1目学校給食費につきましては、小中学校給食の食数の減等によりまして、合計710万4千円の減額を行うものでございます。

次に、3款1項1目の学校給食施設整備事業費補助金につきましては、穂波東小中一貫校、鎮西小中一貫校の建設に対する国の交付金の額の決定に伴いまして、127万4千円を増額するものでございます。

その次の欄、5款1項1目の一般会計繰入金につきましては、今回の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金を、680万4千円を減額するものでございます。

次に234ページに入りまして、6款1項1目の繰越金につきましては、前年度からの繰越金の額の確定によりまして449万6千円を増額いたしております。

次にその下、7款1項1目雑入につきましては、右の説明の欄に記載しておりますように、本会計につきまして、消費税の確定申告を行った結果、2453万7千円が還付される見込みとなりましたので、増額補正を行うものでございます。

その次、8款1項1目学校給食事業債につきましては、歳出の施設整備費の財源となるものでございますが、委託料の契約額の確定による執行残、及び国の交付金の増額補正に伴いまして、260万円の減額を行うものでございます。

次に歳出でございます。235ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、主に現在の人員配置に基づき、人件費を精査いたしまして、77万6千円の減額。2目給食事業費は、給食施設管理に係る経費及び給食調理等業務委託料などの委託契約、これらの執行残等によりまして、293万5千8百円を減額するものでございます。

237ページをお願いいたします。下段の3目学校給食賄材料費については、歳入の学校給食費を充てるものでございますけれども、歳入が食数の減により減額となったことに伴い、小学校分140万5千円、中学校分557万5千円の減額補正をいたしております。

次に、1款2項1目施設整備費につきましては、若菜小学校のランチルームの整備に伴う、設計委託料の確定による執行残の減額、また、幸袋小中一貫校及び穂波東小中一貫校の 自校式給食施設の開設に伴って購入しました、器具、消耗品の執行残の減額、これらにより、合計で319万4千円を減額するものでございます。

238ページをお願いします。下段の2款1項2目公債費の利子につきましては、市債の利子の見込み額を精査し、722万6千円を減額補正するものであります。

次に、第2条でございますが、地方債の変更につきましては、231ページにお戻りください。第1条の歳入の8款市債のところでご説明しましたように、市債の減額に伴いまして、260万円を減額し、限度額を3億7420万円に変更するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第134号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。本案は、小学校統合に伴い目尾小学校と幸袋小学校を幸袋小学校とし、楽市小学校と平恒小学校を穂波東小学校とするため提出するものでございます。

改正内容についてですが、議案書の18ページの新旧対照表をお願いします。条例別表中、飯塚市立目尾小学校、飯塚市立楽市小学校、飯塚市立平恒小学校の名称及び位置を削除し、飯塚市立穂波東小学校の名称及び位置を加えるものでございます。

なお、幸袋小学校と幸袋中学校の位置につきましては、本年6月に新校舎が完成することから今年2月の市議会第1回定例会に学校設置条例の一部改正を提案させていただき、学校位置の変更については既に行っているところでございます。また、穂波東中学校につきましても移転時期が延びたことから今回の条例改正には含まないものでございます。

以上、説明のほうを終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

議案提出のときに質疑もあったと思うんですけども、楽市小学校と平恒小学校が今回穂波東小学校ということになるわけですが、体育館が12月から使用可と、運動場が11月から使用可ということでしたけれども、今は、その間B&Gや楽市小学校を使用しているという答弁だったんですが、移動手段というのはどういった形をとられてあるんでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

現在、平恒小学校のほうは体育館が使えないという状況で、運動場のほうについては、使える状況でありましたので、ずっと使ってはおりました。ただ、体育館の工事が始まりましては、運動場のほうも工事エリアとしておりますので、使えない部分が半分ほど出てきております。ご質問の移動手段なんですけれども、現在、平恒小学校のほうは、バスによる移動のほうをされております。

○兼本委員

そうすると、徒歩で行ったりとかいうことじゃないということで、安心、子どもたちの安全面というのは確保されてるという事でよろしいですかね。

○学校施設整備推進室主幹

現在の移動手段については、安全面のほうは確保されてるということで認識をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第140号 飯塚市立小学校設置条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第151号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)」から「議案第157号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)」、までの7件については関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

議案書77ページの議案第151号から98ページの議案第157号訴えの提起についてご説明いたします。なお、議案第154号につきましては、差し替え分の議案書をお願いいたします。

本議案7件につきましては、それぞれの学校敷内に存在しております市が長期にわたり管理してきた個人名義の土地について、学校用地として時効取得による手続を行うために、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えの提起を行うものでございます。

議案第151号及び議案第152号につきましては、当該土地について学校開設時から学校用地として市が直接管理しており、当該地の所有権は既に市が時効取得をするのに必要な期間を経過しておりますが、登記簿に記載されている本人について種々調査を実施しましたが、所在が判明しないことから、土地の時効所得による所有権確認を求め提起をするものでございます。

議案書第153号から議案第157号の5件につきましては、当該土地について学校開設時から学校用地として市が直接管理しており、当該地の所有権は既に市が時効取得するのに必要な期間を経過しておりますが、所有者の死亡により数次にわたり相続が発生しており所有権移転登記が困難な状況のため、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求め訴えを提起するものでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

議案第151号、これに関しましては、昭和28年に飯塚東小学校が開校時に、市が取得したということではないんですかね。

○教育総務課長

そういうことで認識しております。

○兼本委員

それ以外の議案の分に関しましては、筆界未定ということですが、この筆界未定の部分の所有者がどのようにしてわかったのかを教えてくださいませんか。

○教育総務課長

この学校敷における個人地の所有につきましては、市が所有しております公簿を確認しながら、してまいったところでございますけれども、その中でうちのほうが雇用の確保を図るために実施しておる事業があります。県の事業がですね。その中で協力いただきながら名義等の確認を行ってきた次第でございます。

○兼本委員

ちょっとよくわからなかったのですが、字図のほうには所有者が出てきていると。現地に行くと、どこがその字図の場所か境界がはっきりしないからわからないということよろしいですかね。

○教育総務課長

そのとおりでございまして、国土調査等が終わってないとか、そのまま筆界未定という形になっている所がございまして、そういう状況ができてきておるといふことでもあります。

○兼本委員

そういった場所ってというのは、今、学校関係だけは判明されたわけですね。用地関係としては全てになるのですかね。

○教育総務課長

学校敷としては、全てになります。

○兼本委員

これが、なぜ今、この筆界未定というのが、もともと昭和二十何年から登記されてあったということで、登記簿等はあるわけですね。この時期に、なぜこういうことになったのかというのを教えていただけませんか。

○教育総務課長

この学校敷に存在しております個人地、私有地につきまして、こういった形で存在しておたわけですが、こういった形でなぜ存在しておたのかということにつきましては想像の範囲を出ることはできないんですけども、その時に、個人さんが学校敷として使うなら使ってくださいとか、そういったことで利用していたとかですね、そういうことが考えられるんじゃないかというふうに思っております。

○教育部長

なぜ教育施設だけを、今回このような形で時効取得するのかというご質問の主旨かと思しますので、ここに至った経過と申しますのを時系列にご説明をさせていただきたいと思います。

起点となりますのは、施設一体型の小中一貫校建設を開始した、まずは皮切りの颯田校に始まります。颯田校の建設におきましても、実は校舎敷の中に個人名義の土地が存在しております、これにつきまして、時効取得の手続きをとらせていただいたところでございます。また、その後でございますけれども、飯塚第一中学校のほうに、菰田中学校、第三中学校を統合する際につきまして、菰田中学校のグラウンド敷に個人所有のため池敷ということで、そのような名義が変わってない土地が発見された。この際にも、やはり時効取得の手続きを議会の議決を得てとらせていただいたという経緯がございます。その中で、私どもとしても、こういうふうな例からすれば、学校施設に関わらず教育財産全てについて、見直すべきではないかということもまずは考えました。また、当然のことながら、そのような議案を出しておりますので、当市民文教委員会のほうからも、きちんと整理をすべきだというご指摘も受けておたところでございます。

ところが、なかなかこのような形を、例えば土地家屋調査士に調査を依頼するというようにいたしましても、面積も広うございまして、物件も多いということで莫大な費用がかかります。その部分で何かいい案はないかというようなことを模索しておりました中で、県のほうが緊急雇用対策として10割の補助事業を実施しております、また、土地家屋調査士協会のほうにもご相談を持ちかけたところ、土地家屋調査士の要請を、その協会のほうがされておまして、そういうふうな方々の訓練ということもあわせもって、土地家屋調査士協会のほうで、このような調査を受けていただけるということになりましたので、そちらのほうに依頼をかけて、全件の調査をさせていただいたところでございます。その結果、判明いたしました案件について整理をいたしまして、今回議案として上程をさせていただいております。

○兼本委員

それでは、今回この所有権確認請求事件、それから所有権移転登記給付訴訟に係る費用的なものはどのくらいかかってくるものなんでしょうか。

○教育総務課長

すみません。費用につきましては、今ちょっと手元に持っておりませんが、100万円まではかからない費用だと思っております。

○兼本委員

単純に言いますと、これまず最初の事件は、飯塚市が土地を取得したという、この昭和28年に登記さえしとけば余計な費用はかからなかった。それから、それ以外に関しても字図を見れば、所有者がわかったわけですね。そうすると、この人運動場なりの敷地内に誰々の所有のものがあるんだと。例えばそれが筆界未定だったとしても、その当時、そこで立ち会いなど調査士等とすれば、そんな費用もかかってこなかった。単純に、大分昔の話ではありますが、管理ミスじゃないかと。ここにやはり税金が投入されるわけです。ただ、このままの状態では駄目だと私も思っておりますが、ぜひ、ちょっとその辺を頭に入れていただいて、余計なお金がかからないような形で、管理等をしていただかないと、やはり市民の皆さんも納得しないと思っております。今、学校の関係はもうこれだけだということでしたけども、それ以外の施設に関しては、もしかしたら、まだたくさんあるのかもしれない。時期が長くなればなるほど費用がかかってきますし、なるべく早期のうちにそういった形の管理をしていただければと要望しまして、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

訴えの提起に、どのような書類が必要なのか教えてもらえますか。

○教育総務課長

本件の訴えの提起に当たっては、どのような書類が必要かということは、顧問弁護士等に基づいて相談しながら実施しておるわけですが、今言われておりますのは、この議決されました議決証明、これをまずは提出してくれということで伺っております。

○上野委員

じゃあ議決の証明があれば、よろしいんですね。

○教育総務課長

土地のことですから、いろいろその相続関係がわかるものとか、登記簿とかそういったところは当然必要になってくるというふうには思っております。

○上野委員

意外と簡単に手に入る書類でできるんですね。私、一般質問でもさせてもらいましたが、ほかに第三者名義の土地はないのかというのを、二十何筆というのを上げてもらいましたので、飯塚市の所有しているであろう土地の中には、それ以上の、一般質問中で提示された以上の土地はないものだと私は認識をしております。そもそもなんですけども、筆界未定地というのは何なんですか。

○教育総務課長

そのように接しております境界につきまして、境界が定まっていない土地ということでございます。

○上野委員

それははっきりさせるために国土調査を行うんですね。国土調査をすると、その持たれてある字図上に指定されてある持ち主の方が集まって、国土調査調査書に印鑑を押して、皆さんが納得したものを法務局に登記に出すと、こういった流れで間違いはないでしょうか。

○教育総務課長

そのように理解しております。

○上野委員

最後なのですけども、そういう第三者名義の土地に関しては、教育委員会もそうでしょうが、市長部局とともに原則として時効取得が可能なものについては時効取得でやっていくんだと、費用も時間も抑えられるから。こういう認識でいいですか。

○教育総務課長

そういうことで推進していきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第151号 訴えの提起(飯塚東小学校敷の所有権確認請求)」、「議案第152号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権確認請求)」、「議案第153号 訴えの提起(立岩小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案第154号 訴えの提起(伊岐須小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案第155号 訴えの提起(八木山小学校敷の所有権移転登記手続請求)」、「議案第156号 訴えの提起(二瀬中学校敷の所有権移転登記手続請求)」、及び「議案第157号 訴えの提起(鎮西中学校敷の所有権移転登記手続請求)」、以上7件について、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案7件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

議案書31ページをご覧ください。本案は、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出するものであります。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることとなり、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考に本市教育職員の給与を改定するものであります。

提案内容といたしましては、別表全ての改正を行い、給料月額を全号給で増額改正いたします。また、施行日は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。なお、資料といたしまして、新旧対照表を議案書34ページから36ページに記載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第173号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第173号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本委員会に付託を受けております、「まちづくりの推進について」、執行部より「飯塚市地区公民館コミュニティ拠点施設移行計画(案)」及び「飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設化後の社会教育実施方針について」説明をしたい旨の申し出がっておりますので、「まちづくりの推進について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

「まちづくりの推進について」を議題といたします。

「飯塚市地区公民館コミュニティ拠点施設移行計画(案)」について、執行部の説明を求めます。

○まちづくり推進課長

お手元にお配りをさせていただいております、「飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画(案)」をお願いします。

まず、1ページをお願いします。まず、1番目に計画策定の趣旨でございますが、本計画は、地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行を図る際の前提となります。地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進するための基本的な事項を定めているものでございます。

計画全般におきまして、協働のまちづくりの推進、そのための地域コミュニティ活動の拠点づくりを推進する、そのために地区公民館をコミュニティ拠点施設と位置づける旨を記載させていただいております。

2番目といたしまして、地域コミュニティ活動の拠点施設について、地区公民館を多機能化し、地域コミュニティ活動の拠点施設に位置づける、と記載をさせていただいております。

3番目に、計画期間につきましては、12月2日付の庁議で、庁議の審議を経て承認をいただきましたので、本日の市民文教委員会への報告を経まして、地域住民の方々への合意形成を図り、地区公民館からコミュニティ拠点施設への移行完了を平成29年4月と考えております。

2ページをお願いいたします。4番目に、コミュニティ拠点施設の意義と役割、必要性を整理させていただいております。地区公民館が、市民の生涯学習の場として、今後、ますます重要な役割を担うこと、現在、まちづくり協議会の活動拠点に位置づけていること、社会教育施設からコミュニティ拠点施設に位置づけることで、地域の特性を活かしたまちづくりが進められ、地域の課題解決への柔軟な対応、地域の創意工夫による利用が可能となること、子どもの居場所づくりや高齢者の集いの場として交流機能を強化していきたいことなどを記載し、コミュニティ拠点施設を中心として協働で創るまちづくり、地域づくりを推進していきたいと考えております。

3ページをお願いします。枠で囲っておりますのは、地区公民館がこれまで担ってきた役割を継続しつつ、機能強化を図ることについて、教育委員会サイドに立って、コミュニティ拠点施設への移行について記載をさせていただいております。同じく下段のほうをお願いします。5番目といたしまして、コミュニティ拠点施設の名称を、「地域交流センター」と事務局では考えておりますが、最終的には、本委員会でのご意見や、まちづくり協議会の代表者会議等において決定していきたいと考えております。

4ページをお願いいたします。表には、12地区それぞれの現時点での名称を記載させていただいております。6番目といたしまして、設置条例につきましては、「飯塚市地域交流セン

「条例（案）」を制定し、あわせて飯塚市公民館条例の一部改正を行うこととしております。7番目といたしまして、施設の運営につきましては、まずは、直営となりますが、将来的には業務委託、さらには指定管理者制度を活用し、それぞれのまちづくり協議会が担っていくことができるよう、検討を進めることを記載させていただいております。4ページ下段に枠で囲っておりますのは、地区公民館に係る公民館運営審議会を廃止し、まちづくり協議会にその役割を担っていただく機能をつくっていくことを考えております。

5ページをお願いいたします。8番目としまして、出張所につきましては、これまでと同様の取り扱いとしつつも、指定管理者制度導入の際には出張所のあり方について検討を行う旨を記載させていただいております。9番目といたしまして、事務分掌といたしまして、職員の配置につきましては、コミュニティ拠点施設に市長部局の職員を配置いたします。職員数は、現在、地区公民館に配置している一般職の職員数を基本といたします。また、地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進に一体的に取り組むため、当分の間は、教育委員会事務局職員としての身分を併任させ、コミュニティ拠点施設に配置される職員が教育委員会所管の事業を実施できるよう体制を考えております。

以上が、コミュニティ拠点施設の移行計画案の内容となりますが、本計画は、移行するまでの基本的な事項を整理したものであり、移行後は設置条例に基づき、施設の運営を図っていく、こととなります。

次に、6ページの「飯塚市地域交流センター整備構想」案についてご説明いたします。

1番目といたしまして、本構想は、地区公民館を地域コミュニティ活動の拠点施設として整備するための基本的な事項を取りまとめたもので、本構想に基づき、地区公民館整備実施計画の見直しを行い、新たに地域交流センター整備実施計画を作成することとしております。2番目といたしまして、下段の概略図にも記載しておりますように、地域交流センター整備実施計画は、第2次公共施設等のあり方に関する基本方針に基づく個別計画と位置づけ、この基本方針に基づき作成します。

7ページをお願いいたします。3番目といたしまして、整備構想策定の経緯について、上位関連計画を整理して記載しております。

8ページをお願いいたします。4番目といたしまして、地域交流センターの役割については、先ほどの移行計画案の4に基づき、下の表に整理させていただいております。この表の施設の欄に地区公民館とありますのは、あくまでも従前の地区公民館が担ってきた機能、という意味であり、箱物いわゆる館のことではありません。あくまでも、従前の機能にプラスしてまちづくり協議会の活動拠点や地域福祉などの機能を強化していくという意味で記載をさせていただいております。5番目といたしまして、施設整備の必要性として、地区公民館整備実施計画を踏襲し、老朽化した施設については、建てかえ、改修、複合施設化を図ることを記載しております。6番目にその対象施設として、二瀬、鯉田、幸袋、菰田、飯塚東、立岩、穂波公民館としております。

9ページをお願いいたします。7番目といたしまして、施設の整備内容についての基本的な考え方を表に記載しております。現在の地区公民館に設置してある機能を参考例として記載しておりますが、参考例でございまして、必ず全て設置できるものではございません。基本は、生涯学習の役割を担保し、子どもや高齢者が気軽に集えるようなスペースを設け、防災機能についても強化していく必要があると考えておりますが、限られた面積の中では、調整が必要なケースも出てくるものと考えております。また、施設は地域公共交通の基点としての役割を担うことを考え、必要に応じてコミュニティバスの停留所の設置や玄関ホールにバスの待合所の機能などを付加していきたいと考えております。

10ページをお願いいたします。施設の規模については、それぞれの施設の延床面積については、最低限の必要面積をベースといたしまして、これに地区の人口から積算していきたいと

考えております。12地区のコミュニティ拠点施設全体の延床面積につきましては、公共施設等のあり方に関する基本方針の「公共施設等の総量の最適化目標」でございます約20%の削減を、12地区公民館全体の延床面積と比較した中で実現していくこととしております。8番目といたしまして、10ページの下段のほうになりますが、整備計画の対象となる施設の位置は、地区公民館の敷地の状況や地区内の公共施設跡地の状況等を踏まえ、施設ごとに決定をいたします。ただし、現在地以外での建てかえや複合施設化を図る場合には、交通便利地域でございます、現在策定中の立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内といたします。なお、地区公民館の改修により整備する施設の位置は、当然ではございますが、地区公民館の現在地となります。

次に13ページをお願いいたします。資料の2といたしまして、地区公民館と地域交流センターの比較及び先進地の事例を表にまとめております。施設の性質、運営形態、設置根拠、利用者等について、箇条書きにてお示しさせていただいております。下段のほうには、県内外の先進地の状況もまとめさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、地区公民館のコミュニティ拠点施設移行計画（案）の説明を終わらせていただきます。

○委員長

「飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設化後の社会教育実施方針について」、執行部の説明を求めます。

○生涯学習課長

続きまして、生涯学習課から「飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設化後の社会教育実施方針について」、お手元に配付させていただいております資料に沿って、説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。趣旨といたしまして、地区公民館のコミュニティ拠点施設への移行に当たって、生涯学習活動及び公民館事業を含めた社会教育事業の実施について、定めるものであります。

次に事務の現状をお示しいたしております。教育委員会におきましては、飯塚市教育施策要綱に基づき、事務局のほか、公民館や図書館等の教育機関において実施しております。図1に、平成28年度の教育施策要綱の社会教育の生涯学習課に関わる部分の体系図をお示しいたしておりますが、社会教育として、各種講座教室の開催や公民館報の発行といった「情報提供やさまざまな学びの機会の提供」、また、公民館サークル事業の実施といった「自主的な学習活動の支援」など、7つの施策を掲げて社会教育の推進に取り組んでおります。

2ページをお願いいたします。2ページには、推進体制及び所掌事務について、お示しいたしております。社会教育に関する事務は、文化及び社会体育事業を除いて、生涯学習課が担当しておりますが、コミュニティ拠点施設化に伴い、先ほど、まちづくり推進課からの説明にもありましたように、現在公民館に従事している職員の身分を、まちづくり推進課との併任とすることにより、これまで公民館で行ってきた社会教育事業を継続して行っております。図2で、28年度の社会教育に係る組織及び所掌事務をお示しいたしております。

3ページをお願いいたします。3ページの(3)として、社会教育法での公民館の目的、事業、運営審議会及び社会教育委員の設置についての規定を掲載しております。下段の3. 社会教育に関する事務の取り扱いについてですが、移行と同時に生涯学習課の所管事務を市長部局へ補助執行もしくは事務委任することも考えられますが、当分の間、移行後も、従来公民館で行なわれていた生涯学習活動、社会教育事業について、これまでどおり円滑に実施するため、教育委員会の中に中央公民館と地区公民館機能を果たす組織を維持することが望ましく、中央公民館はそのままにして、各地区のコミュニティ拠点施設に配置される市長部局職員に館長及び主事の職を併任させ、生涯学習活動、社会教育事業の維持を担保するものとしております。移

行後も、教育委員会と市長部局とで連携を図り、現在、地区公民館で実施している事務や事業は、継続して実施することとなります。

4 ページをお願いいたします。コミュニティ拠点施設化に伴う社会教育行政の方向性について記載しております。活力あるコミュニティが住民の学習を支え、住民が学習によって得た成果を生かしたコミュニティの形成という好循環の確立を推進するための事業行っていくとしております。(1)では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、市長部局と教育委員会との連携のため、平成27年度から総合教育会議が設置され、平成28年3月に策定されました「飯塚市教育施策大綱」の位置づけ、5ページの(2)では、教育委員会の会議には、これまで同様生涯学習課社会教育担当職員が出席すること。(3)では教育施策要綱の素案作成もこれまで同様としております。次に5の今後の生涯学習・社会教育の実施ですが、(1)法令に基づく公民館運営審議会と社会教育委員の会の対応について記載をしております。(2)では、これまで地区公民館で実施してきた事務、事業は、全てコミュニティ拠点施設でも行うとしているものですが、次の6ページの表で事業名ごとに、具体的な対応を記載いたしております。

最後の7ページになりますが、(3)では、2ページの図2で示しておりました、これまで生涯学習課で所管してきた事務は、引き続き所管することとし、(4)の4地区公民館に県の補助事業で配置しております地域活動指導員についても、引き続き配置をしております。

以上、簡単ですが、飯塚市地区公民館のコミュニティ拠点施設化後の社会教育実施方針についての説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回、コミュニティセンター化をした場合の、今の公民館長の役割はどうなるのでしょうか。また旧飯塚市、旧4町での違いはあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

現在の公民館長につきましては、事務分担の中で公民館の総括という表現になっております。4月以降につきましては、地域交流センターになれば、センター長という名称になるかと思いますが、センターの総括に関するに加えて、まちづくりの推進というのが、大きくかかってこようかと思っております。それから、2点目の旧市と旧町の内容につきましては、4月以降につきましては、まずは現在の状態で進みますが、数年の内には、12館とも同じような体制になるように、随時協議を行っていきたいと考えております。

○兼本委員

それともう一点確認をさせてください。今、公民館にいらっしゃる職員の方は、生涯学習課の方がいらっしゃるんですか。

○生涯学習課長

地区公民館に配置されている職員は、生涯学習課の職員と係長については、まちづくり推進課の職員が併任辞令で、生涯学習課と一緒に公民館で社会教育の事務をしております。

○兼本委員

係長は、まちづくり推進課の方、それ以外の職員の方は生涯学習課と——。わかりました。今まで、例えば公民館の館長さんなんかは、生涯学習事業というのをずっとやられたわけですよ。今度、コミュニティセンター化した場合には、センター長という形で役割が1つふえてきます。そういった場合に、今までのやっていることはわかってるよと、だけど今度新しく入ってくることは全く分からないということじゃ困ってくると思うんですけども、そういったところでの研修とか、そういったものは開催するご予定とかあるのでしょうか。

○まちづくり推進課長

確かに今、委員が指摘されますように、旧市の8館の館長さんにつきましては、生涯学習課の身分でございましたが、平成28年4月からまちづくり推進課の併任辞令を出させていただいております。したがって、それを受けまして、今年度は全体の館長会議というのをうちが開催する分と、それから教育委員会で開催する分の中に、私どもも一緒に入らせていただいて随時協議をさせていただいたところがございます。また年明けまして、再度、館長会議をさせていただこうというところで進めております。

○兼本委員

最後にします。まちづくり協議会が、今回コミュニティセンター化されるということは、地域の取り組みに行政の力を借りることが、私は、これからのまち協の独立段階で、特に必要ではないかと考えてます。これまでは行政の役割だった地域防災や地域福祉などの地域課題解決の動きを、行政との協働で進めていかなければ何をどのように進めればいいのか、コミュニティセンター化されたまち協をどう運営すればいいのかを不安に思っている組織が大半ではないかと思えます。その不安を解消するためには、その地域に必要な支援やアドバイスができる市の職員や、もしくはOBの方々がこれからのまち協には必要ではないのかなというふうに思っておりますし、これからの運営には私は重要なポイントではないかというふうに考えてます。

そこで、副市長にお尋ねしたいんですけども、今後のまち協の役割を理解しているということ、それから市の施策を理解し、まち協組織に支援やアドバイスができることが可能な、理解した職員やOBの方を、センター長やもしくは現場に配置するようなお考えはありませんでしょうか。

○副市長

基本的には飯塚市がまち協、それからコミュニティ化することのその目的は十分理解してあるというふうに思っております。その重要性があるからこそ、地域のことは地域で、そして特色あるまちづくりをやってくださいということで進めてきたわけですけども、その人事配置については一言で言えば適材適所ということですけども、そうじゃなくて、きちっとそういう人材を、そこそこに配置していきたいというふうには考えおります。

○兼本委員

どこのまち協とか、そういうことじゃないんですけど、今現状、副市長にも知っていただきたいなと思うんですが、何か事業を行おうといった場合に、誰が相談に乗ってくれるかということ、まちづくり推進課の主幹たちがわざわざ公民館まで来られて、夜おそくまで話し合っ、今現状打ち合わせ等を行っている状況なんです。まちづくり協議会に参加している市民はどう思ってるかということ、まちづくり協議会をわかってる人は、その主幹たちしかいないのかというふうに思ってるのが、今現状なんです。今回コミュニティセンター化をするとなった場合に、すごく不安なのが、実際にコミュニティセンター化になっていくと、まちづくり協議会が主体になって当然やっていかなくちゃいけない。本当にできるのだろうか。現場で、まちづくり協議会の役員の皆さんは、そういう不安をすごく抱えられてます。その辺りを、ぜひ配慮していただいて、どのような組織体制をつくるかということを考えていただきたいことを要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

地区公民館のコミュニティセンター化、本当にいいことだと思っております。各地区は、市の職員さんは少なくなりましたが、地域の問題はまち協、自分たちである程度解決できるよというふうになっていかなければいけないと思っております。それには権利と責任、そして財源の移譲をしていかなければならないと思っておりますし、一般質問でもありましたけど、今12のまち協ですけど、これで本当に適正なのかどうかは、私もそれは問題意識を持っておる

ところですが、今兼本委員言われたように、やっぱり幾らコミセン化しても、それを利活用、運用できる人材がないと、つくただけで何にもならないよってことになると思うんですね。ここは正職員さんの配置っていうのも、非常に難しいかと思うんですけども、できれば地域のことをよくわかったOBの皆さん方に張りついていただいて、最終的には地域の方々でしっかりと運用できるような体制ができるまでは、そういうふうな形をぜひ、これはコミセン化をすると同時に、必要だと思うんですよ。そこらへんはやっぱり、今の人員というふうに書かれていますけど、これはとても無理だと思いますんで、ぜひそこは人員の強化をお願いをしたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほど、副市長もご答弁されましたように、まちづくり推進課としては、人事当局に強く要請を行っていきたいと思っております。

○上野委員

しっかりお願いします。そうすることによって、いわゆる飯塚市にとっても分権化になると思うので、職員の皆さん方の手が非常に楽になると思いますし、各地域からの苦情なんかも随分少なくなってくると思いますので、よろしくお願いしますね。

もう一点、コミュニティ拠点施設の名称なんですけど、名前ってとっても大事だと思うんですよ。交流センターってのはいいと思うんですけど、例えば4ページに示されております、二瀬地区だと飯塚市二瀬地域交流センターとなると、二瀬の地域に限られた交流センターなのかというふうな形になって、またそこを隣——。例えば颯田だとですね、颯田と庄内は非常に近いんですが、そこに地域っていう言葉が入ると、お互いの交流がなかなか難しくなってくるんじゃないかなと思うんですよ。たかが名前かもしれませんが、非常に名称って大事だと思うので、そこら辺もきちんとお考えになって、この名称は決められていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほどの説明中でも申しましたように、当委員会のご意見とか、あとまちづくり協議会の代表者の方と十分協議をして、名称については決めていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

上野委員から「普通教室へのエアコンの設置について」、所管事務調査をしたい旨の申し出があっております。

上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。

○上野委員

普通教室へのエアコン設置に関しましては、12月中に、その設置順番くらいは提案しますと、明言をされておられましたが、本日の委員会の報告事項にもありませんので、その確認をさせていただきたいと思いますので、委員長においてお取り計らいをよろしくをお願いいたします。

○委員長

お諮りいたします。本委員会として、「普通教室へのエアコンの設置について」、所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「普通教室へのエアコンの設置について」を議題といたします。上野委員に質疑を許します。

○上野委員

今申し上げましたエアコンの設置については、12月にその順番くらいは、順番くらいはですよ、示してあげるべきだと思いますと1年前に事務方トップの副市長がご答弁をされておるんですが、本日の委員会以外のどのような場所で12月中にお示しをいただけるのでしょうか。

○教育総務課長

エアコンの順番等についてというお話が今あっております。それで、報告の場としてはこういった委員会の所でしかないのかということは、考えてきておりました。しかしながら、いろいろと協議、課題がいろんなことがありまして、協議はその目標に向かってしてきておる状況でございますけども、何しろ今、現状ご報告申し上げるような形にまだ至ってないものですから、結果的に、今回の報告はできないようになったという状況でございます。

○上野委員

いろんな事情はわかりますよ。でもね、あなた方が一方的に約束破っておいて、もしもきょう、このまま説明がなければ、言葉は悪いですけど、ただの嘘つきと言われても仕方がないんですよ。何で自分たちから説明しようと思えなかったんですか、教えてください。

○教育部長

さきの議会におきまして、副市長のほうも12月ぐらいには順番を示すべきだろうというふうに思っておりますというようなご答弁をされております。その前段で私のほうからも申し上げておりますけれども、現在もまだ事務方での調整作業ということをやっております。何の調整かと申しますと、やはりエアコンだけではなくて、学校教育施設の耐震化を前提とした大規模改修は終わりましたけれども、それで終了ということではなく、後にも学校施設の改修計画も考えなければなりませんので、その両方どういうふうに整合性をとっていくかということで、非常に悩んでおるところでございます。また、議会のほうへの報告ということの前段といたしまして、エアコンの設置についても教育委員会会議でも諮る必要がございますが、まだそこまでの段階に至っておりません。このままずるずると延ばすということも考えておりませんが、できるだけ早くに方向性を示させていただきたいと思っております。12月にとっておきながら、今まで何も報告もなかった、また今日も上げていないということにつきましては、私ども何とか間に合わせようということで努力はいたしましたけれども、努力が至らなかったということで、大変申しわけなく思っております。この場をお借りいたしまして、おわびを申し上げます。

○上野委員

指摘されないで、説明をやらないうつというのは全く誠実さとか誠意が感じられないですね。そんな姿勢で飯塚市の教育をリードされてきたのかと思うと、ゾッとしますよ、正直。あなた方、ほんと簡単に考えておられるかもしれませんけど、エアコン設置への請願書提出された経緯、御存じですよ、教えてください。

○教育総務課長

現状の厳しい暑さの中で、皆さん授業を児童生徒の方受けておられます。その中でやっぱり大変厳しい環境になっているということで、その過ごしやすい、勉強しやすい環境を、ぜひともつくっていただきたいということで請願を受けているということで、認識しております。

○上野委員

請願、いつと、いつと、いつ、何回出されてますか。

○教育総務課長

平成26年7月に請願書が出ております。それから、26年9月18日に要望書が提出されております。

○上野委員

そのくらいの認識なんですよ。一番初めは、平成23年9月ですよ。それから3年後、平

成26年にも出させてもらってますけどね。だから、5年以上期待と希望を持ち続けて、一つ一つ少しずつでも前進してきたんですよ、そしてやっとこの12月にエアコン設置の順番が発表されるということは、多くの保護者や子どもたち、過酷な労働環境を強いられている小中学校、特に小学校の先生方も楽しみに待ち望んでいたと思いますよ。私もその一人ですよ。先日も申し上げましたけど、私たちはどなたが答弁されようとも、それは齊藤市長の言葉だと思って聞いているんですよ。だから皆さん方、市長の代わりに答弁されているんですよ。きょう約束も守らずに、あわよくば何も説明もせずに見捨てようとしていたあなた方の人間として、最もひどい行為の一つを目の当たりして、少なくとも私は市政に対して大いに不信感を持ったというよりも、市長さえも信じられなくなっているんですよ。なぜ約束どおりに設置順番を示せなかったのか、これまでの経緯、今後の予定などを子どもたちにも理解できるように、きちんと丁寧にご説明をいただきたい。そして同時に、市長の代理としてこれ以上信用を失墜させることのないように、発する言葉については責任を持ってご答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○副市長

この件については、12月ぐらいまでにはお示しできるだろうとことで答弁して、今言われるように、今回。それには、確かに早く指示しておけばよかったと、振り返ってみればあるんですが、教育委員会のほうからも、今委員が言われるように、12月にできればということがありましたけど、私のほうで一部、新たないろいろ途中経過の報告を受ける中で、今までは電気で作ってきたわけですね。エアコンの設置あたりを。他市の例を調べてみると、やっぱり街なかあたりでは都市ガスでのエアコンという事例も多数出て来ておるということもわかりました、それで後のランニングコストとか等々を考えますと、当然そういうことはっきりきちんと調べた中で順番を決めないとランニングコストが、電気代はこれから先、恐らくあんまり下がらないで、上がる方向でいこう。もちろん都市ガスだって上がらないのかと、こればかりはわかりませんが、そういうことも含めて判断しなくてはいけないんじゃないかということで、私のほうが再指示をしたものですから、また検討事項が教育委員会としてはふえて、今回お示しできなかった、そうは言いながらも、次回の閉会中の委員会には、最悪でもそこが最終期限だと私自身も思っておりますので、そのときにはきちんとお示しをしたいということを考えておりますので、よろしくお申しします。

○上野委員

ありがとうございます。約束は守りましょうよ。あなた方は、私にとっても多くの保護者、ほとんどの保護者といってもいいでしょう。それと全ての子どもたちにとって人生の先輩なんですよ。どうぞ、これ以上がっかりさせることのないように、今後のご対応、しっかりとお願いをいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:49

再 開 11:57

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載の8件について、執行部から、報告したい旨の申し出があつ

ております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負契約について」報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回の報告をいたします2件の工事は、土木一式工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、市内土木一式工事のⅠ等級に格付けされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。「飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校造成工事」につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7287万5160円、落札率88.29%で株式会社高森組が落札しております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります13者、全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。「飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校サブグラウンド整備工事」につきましては、14者による入札を執行いたしました。その結果、落札額9039万9240円、落札率86.52%で株式会社フジイが落札しております。

なお、本件の入札につきましても、最低制限価格によります14者、全者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上簡単ではございますが、「工事請負契約について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市文化振興マスタープランの策定について」報告を求めます。

○文化課長

飯塚市文化振興マスタープランについてご報告いたします。

飯塚市文化振興マスタープランにつきましては、昨年6月に飯塚市文化振興審議会に対し、プラン策定について諮問、ご審議をいただき、本年10月に市長へ答申がなされ、プランを決定いたしましたので報告するものでございます。

策定にあたっては、昨年7月に、教育機関、文化団体を対象にした文化振興に関するアンケート調査、本年4月にはパブリックコメントを実施し、これまで審議会を9回開催したなかで、プラン策定を行っております。

別冊、飯塚市文化振興マスタープランをお願いいたします。

1ページ、第1章文化振興マスタープラン策定にあたってでは、1策定の主旨、2社会を取り巻く状況、3文化芸術が果たす役割、4個性的な文化芸術の創造、5国際交流理解の推進、6文化が生み出す心豊かな社会について、基本的な考えを示しております。

3ページ、第2章飯塚市の現状とあゆみでは、本市の現状と特徴、文化行政のあゆみと課題を掲げ、5ページに今後の課題として①から⑤の課題を示しております。

6ページでは、文化振興マスタープランの理念と基本目標を掲げ、市民一人一人が主役となり、自ら考え、自ら行動できる自立した市民主体のまちづくりを基本目標として、飯塚の郷土性を活かす、地域の文化的個性の形成、市民参加を主体とする文化の振興を目指しております。

8ページ、文化行政の役割と施策の展開では、市民、企業、行政の役割及び連携を明確にし、

主体性の尊重、市民との協働による文化振興に取り組むこととしております。

10ページ、11ページに施策の展開構成を示しておりますが、「やさしさと豊かな心が育つまち」を目標に、主体性の尊重と市民との協働のなか、文化芸術の振興、個性豊かな新しい文化の創造を基本方針として5つの施策の柱、13の基本施策を定め、30項目の施策の展開を図ることとしております。

13ページから24ページにそれぞれの施策の展開について、第1次マスタープランの検証やアンケートの意見を踏まえ、具体的な方針を示しています。

12ページ、施策の展開では(1)文化を担うひとづくりでは、子どもの文化芸術体験と教育の充実、専門家や指導者の発掘や育成、活用、地域文化の担い手の育成と活用を図ることとしております。14ページ、(2)文化活動の場づくりでは、文化芸術の場所や機会の充実、飯塚コスモスコモン役割を示し、17ページ、(3)文化振興の体制づくりでは、総合的な文化振興推進体制の整備、文化芸術活動への支援、文化振興審議会と評価システムについて記載しております。19ページ、(4)文化活動のネットワークづくりでは、文化芸術に関する情報発信を図り、20ページでございますが、(5)文化の見えるまちづくりでは、個性豊かな新しい文化の創造事業の実施、顕彰活動・表彰制度、多様な文化芸術による交流や集客、文化財や伝統文化の保存・継承を推進することとしております。

最後に、24ページ、飯塚市文化振興マスタープラン推進のために、推進体制として、総合計画との整合性を図りつつ、施策の展開を平成29年度から平成38年度の10年間として検証を行なうこととしております。

今後の予定といたしましては、本日の報告ののち、市ホームページ掲載等を含め、広く市民の皆さんに周知し、本市の文化振興を推進してまいりたいと考えております。

以上、飯塚市文化振興マスタープランについて、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会事業評価結果(平成27年度分)について」報告を求めます。

○教育総務課長

飯塚市教育委員会事業評価結果(平成27年度分)についてご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成27年度に実施しました事業の管理及び執行状況について、点検、評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。

配付しております資料「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により説明をさせていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。「Ⅰはじめに」において、本報告書を作成している目的等を法の規定を抜粋し記載しております。「Ⅱ飯塚市教育委員会について」では、教育委員会の組織、構成などを記載しております。

2ページから4ページにかけて教育委員会会議の開催状況や、研修会、学校訪問などへの参加状況等、主な活動内容を記載しております。

5ページ「Ⅳ平成27年度事務事業評価」の「1点検・評価について」は、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況について、教育大学の2名の先生から、A、達成している、B、概ね達成している、C、課題がある、D、事業見直しが必要の4ランクで評価をいただいております。

また、この外部評価に際しまして、評価者と各担当部署との間で、事業ごとにヒアリングを実施し、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で、評価者の合議のもとに評価いた

いております。「2 全体評価結果」については、ここでは学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象とし、それに対する集計結果を記載いたしております。その結果、Aの達成が5事業、Bの概ね達成が5事業、Cの課題がある、Dの事業見直しが0という結果となっております。

6ページ、7ページには、事業全体をとおして、それぞれの評価者から講評をいただいております。いずれの先生からも全体的に、適切に実施されているとの評価をいただいておりますが、それぞれの事業に対し、専門的なご意見もいただいております。8ページから10ページまでは、学校教育分野の5事業を、11ページから13ページまでが社会教育分野の5事業について、それぞれの評価結果を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に、14ページから27ページにかけまして、各所管課において作成しました点検及び評価シート10事業分を添付しております。この点検及び評価シートにつきましては、事業等の目的、内容、目標値、また取り組み状況や成果、今後の方向性等を所管課において自己点検、評価し、このシートにより外部評価いただいております。

最後に、28ページから30ページにかけまして、平成27年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○教育総務課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

資料の工事請負変更契約報告書をお願いいたします。

立岩小学校運動場等整備(その1)工事について、原契約金額7920万1800円から241万8120円減額しまして、変更契約金額を7678万3680円にするものでございます。

主な変更理由につきましては、本件その1工事(造成工事)において使用しております仮囲いについて、その2工事、これは防球ネットやフェンス工事を実施するものでございますが、そのものについて使用することから、仮囲い管理、撤去費用について減額するとともに、早期完了見込みにより交通誘導員の費用について減額するものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」(素案)について」報告を求めます。

○生涯学習課長

「飯塚市子ども読書活動推進計画(改訂版)」(素案)について、ご報告させていただきます。

子どもの読書活動の推進につきましては、平成13年に公布、施行されました「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、その推進に取り組んでいるところであります。

本市におきましては、子どもたちの豊かな心と、生きる力を育てるため、行政、家庭、地域、学校が一体となって、子どもの読書活動を推進し、また、子どもの読書活動の意義や重要性を多くの市民に、ご理解をいただくため、平成22年10月に「飯塚市子ども読書活動推進計

画」を策定いたしております。

この計画の期間は、平成23年度から5年間の基本方向を示しており、子どもの読書をめぐる状況を踏まえて、必要に応じて見直しをしていくとしております。

今回、見直しを行なうため、図書館ボランティア等学識経験者、筑豊教育事務所、市の関係課長で構成する、「飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置し、改訂作業を進めまして、改訂版（素案）ができあがり、また、本計画の改訂版（素案）に対する市民意見募集を、来年29年の1月4日から1月24日まで行うことといたしましたので、ご報告するものでございます。

素案の概要について、ご説明いたします。お手元に配付いたしております素案をお願いいたします。まず、本計画書の組み立てでございますが、序章から第4章までで、構成されております。

序章では、5年間の取り組みの成果と課題、第1章では、「飯塚市子ども読書活動推進計画（改訂版）をつくるにあたって」とし、策定の意義や基本的な考え方を示し、第2章では、「飯塚市の子どもの読書活動の現状について」ということで、未就学児や小中学校、市立図書館での子どもの読書に関する調査結果などの現状、第3章では、「子どもの読書活動の推進に向けて」とし、子ども読書活動を推進していくうえでの今後の取り組みについて示し、第4章で、「より良い計画推進のために」で締めくくっております。

1ページをお願いいたします。まず序章についてですが、1ページから3ページにかけて、（1）で家庭・地域、（2）で保育所・認定こども園、（3）で学校、（4）で市立図書館を、それぞれの読書活動の推進について、成果と課題を示しています。

次に4ページから6ページにかけての第1章「飯塚市子ども読書活動推進計画（改訂版）をつくるにあたって」ですが、国と県の動向や、本計画策定の意義について、また、策定の基本的な考え方として、（1）で計画の位置づけと性格、（2）で計画の3つの柱、（3）で計画の期間について示しています。

次に7ページからの第2章「飯塚市の子どもの読書活動の現状について」の、1. 飯塚市の未就学児の子ども読書活動については、（1）で家庭地域での現状、（2）で保育所・認定こども園の現状、（3）で図書環境についてふれ、8ページから9ページの2. 飯塚市の小中学校児童生徒の読書意識調査については、平成28年1月に実施いたしましたアンケート調査の結果について内容を記載しております。10ページの3. 小中学校の学校図書館の現状については、市内32小中学校の図書館の状況や活動を示し、11ページの4. 市立図書館の利用状況については、図書館の利用者統計を、12ページの5. 飯塚市の事業実施状況については、小中学校及び各施設における取り組みを紹介しております。

次に14ページからの第3章「子どもの読書活動の推進に向けて」ですが、14ページから21ページにかけて、基本方針1で、家庭・地域、保育所・認定こども園」、学校、市立図書館の4つのそれぞれにおける読書活動の推進を、22ページの基本方針2で、市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力を、23ページの基本方針3で、子ども読書活動に関する理解のための啓発という、3つの柱を立て、推進を行うこととしています。

最後に、24ページの第4章では、「より良い計画推進のために」では、本計画の策定に携われた、子ども読書活動を推進する団体や各関係部署から、次の計画の策定の基礎となる総合的な意見を求めていくこととしています。また、25ページから27ページに資料として、用語解説を添付しております。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市市民課等窓口業務委託プロポーザルの結果について」報告を求めます。

○市民課長

飯塚市市民課等窓口業務委託プロポーザルの結果についてご説明いたします。

平成29年度から平成33年度5年間の、飯塚市市民課等窓口業務受託業者の選定につきまして、プロポーザル方式により審査した結果、「株式会社福岡ソフトウェアセンター」を受託候補者と決定いたしましたので、ご報告するものです。

プロポーザルの実施につきましては、10月25日開催の市民文教委員会でスケジュール等、経過の報告をいたしておりましたが、参加表明書等の提出締切りの11月4日までに5業者より応募を受け、11月22日にプロポーザルを実施いたしました。その結果、「株式会社福岡ソフトウェアセンター」を受託候補者と決定をいたしました。なお、本委託に係る審査につきましては、11月25日に、プロポーザル参加事業者に文書にて結果を通知し、ホームページに、11月28日に掲載いたしております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

一点だけ質問させていただきます。今回、窓口業務の委託先というのは変更になったわけですね。実際に、今雇用されてある方々がいらっしゃると思うんですが、この窓口業務というのは市民の皆さんの求めてあるものを的確に出していただくっていうところが非常に大切だと思っております。私も、仕事の関係で市の窓口のほうに行っていたら、住民票なり戸籍なりとっていただいているんですけど、最近、すごく細かく、皆さん勉強されてあって、付箋紙等を張ってあって、誰もがわかるような形で出していただいております。窓口業務としては、飯塚市にとって非常に重要な方々じゃないのかなというふうに思っているんですが、今後、業務委託先が変わるわけですけれども、今働いてある方々はどのようになられるんでしょう。

○市民課長

現在の受託事業者からは、雇用している事務従事員に継続雇用の希望についてアンケートをとり、継続を希望する事務従事員につきましては、平成29年度からの受託業者に引き継ぎたいという旨の意向を受けております。引き継ぎの詳細につきましては、これから詰めてまいります。市民課といたしましては、逐次引き継ぎの内容確認等を行い、29年度からのスムーズな業務開始に備えたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市民交流プラザの運営について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

市民交流プラザの運営についてご報告をさせていただきます。あいタウンの2階に設置してあります市民交流プラザの運営につきまして、現在NPO法人市民活動ネットワークe-ZUKAに指定管理で運営を委託をしております。この当該施設につきまして、市民活動団体等の支援をさらに充実させるとともに、中心市街地という好条件の場所にあることを生かし、公益的な取り組みといたしまして、出張消費生活相談や法律相談等の各種の相談業務の総合窓口としての機能強化、ふるさと納税のアンテナショップとしての活用、12地区まちづくり協議会の活動支援の場としても検討しているところでございます。

お手元に配付させていただいております現行イメージ図をお願いいたします。左側が、現在

の市民交流プラザの状況になっております。これを機能拡充することによって、右の表の上3つを直接まちづくり推進課のほうで取り組もうとしております。そのため、直営に向けた業務内容の見直しを行うために現在NPO法人市民活動ネットワークe-ZUKAと、今後の運営に関する協議を重ねているところでございます。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会設立について」報告を求めます。

○環境対策課長

環境施設等広域化に関する任意協議会設立について報告をいたします。資料につきましては、1枚目は、「任意協議会設立の概要」となっております。2枚目は、「各施設の一覧表」を記載しております。

まず、2枚目の施設一覧表をお願いいたします。これは、現在の環境施設等一覧表となっております。環境施設等広域化に関する任意協議会におきましては、ごみ処理施設及びし尿処理施設並びに火葬場を現在、飯塚市、嘉麻市、桂川町の各自治体と飯塚市・桂川町衛生施設組、ふくおか県央環境施設組合、並びにし尿と斎場を共同利用しております小竹町を加えた2市2町2組合で、新たな一部事務組合設立に向けた検討会議を事務レベルで開催をしております。

1枚目をご覧ください。今回、広域化に向けた協議を本格的に実施するため、さる11月7日に構成団体の長による基本合意が整いましたので環境施設等広域化に関する任意協議会を設立するものであります。協議会の目的は、財政負担の軽減などを図るため、ごみ処理施設、し尿処理施設及び火葬場の広域化の協議を行い、住民福祉の向上に寄与することとしております。協議会の設立日は、平成29年4月1日としております。構成団体につきましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、飯塚市・桂川町衛生施設組合、ふくおか県央環境施設組合の2市2町2組合となっております。構成委員としましては、構成団体の長としております。

今後のスケジュールにつきましては、平成29年度から30年度にかけて、施設組合の統廃合、ごみの分別等の課題の整理、施設の再編のあり方などの協議を行い、平成31年度に新一部事務組合の設立に向けた協議を行ってまいります。

以上、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。